

九頭竜川流域委員会の 設置について

- ・九頭竜川流域委員会の設立趣旨
- ・新しい河川整備の計画制度について

設立趣旨

平成9年の河川法改正に伴い河川管理者は「河川整備基本方針」「河川整備計画」を策定することとなりました。

近畿地方整備局では学識経験者から意見を頂いて、20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す河川整備計画を策定するため、各水系において「流域委員会」を順次設置しております。

九頭竜川水系では、この流域委員会の設置に先立ち近畿地方整備局長（以下「局長」という。）及び福井県知事（以下「知事」という。）は、「九頭竜川流域委員会準備会議」（議長：池淵周一京都大学防災研究所附属水資源研究センター長）を設置し、本年1月、準備会議から「九頭竜川流域委員会（以下「流域委員会」という。）」のあり方について答申を頂きました。

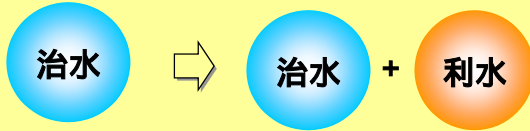
今回、「局長」と「知事」は、この答申を受け、「九頭竜川流域委員会」を設置し、九頭竜川水系の河川整備計画策定に向け、その原案や関係住民の意見の聴取方法・反映方法について意見等を頂くものです。

新しい河川整備の計画制度について

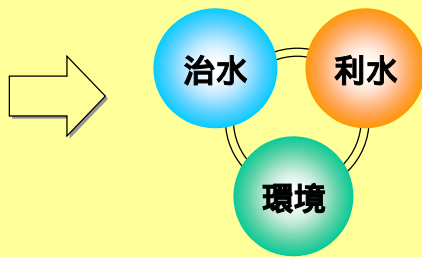
河川法改正の流れ

明治29年(1896年)

昭和39年(1964年)



平成9年(1997年)



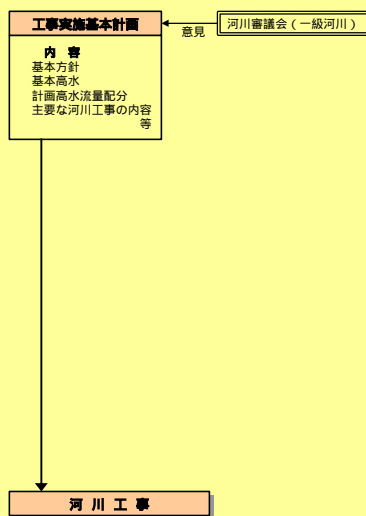
「治水・利水・環境の
総合的な河川制度の整備」

大きな改正点

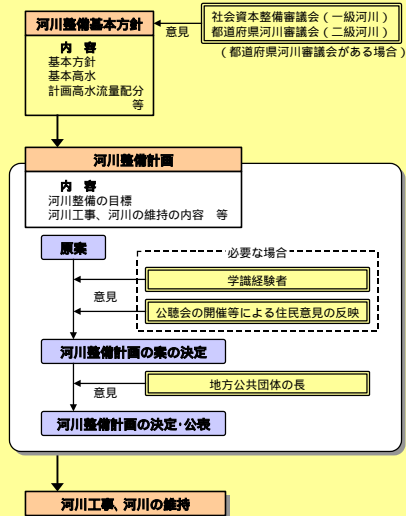
地域の意見を反映した河川整備
の計画制度の導入
河川環境の整備と保全

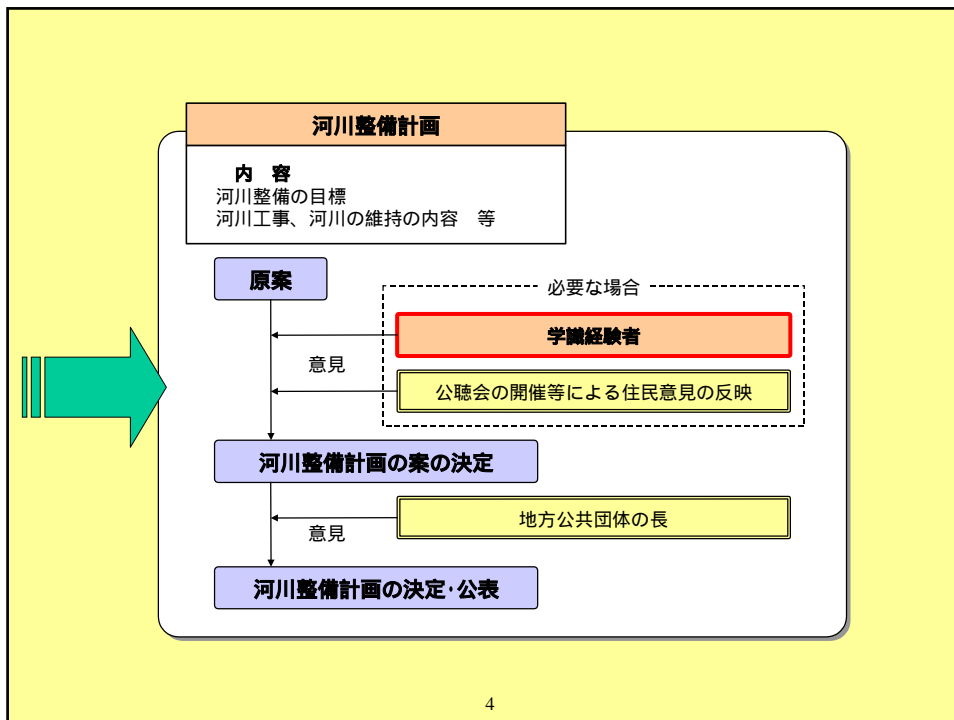
河川法改正について

旧制度



新制度





河川整備基本方針(長期的な基本計画)

河川法第16条「河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他該当河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めておかなければならない。」

・河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減
- 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
- 河川の環境の整備と保全

・河川の整備の基本となるべき事項

- 基本高水及びその河道と洪水調節施設への配分
- 主要な地点の計画高水流量
- 主要な地点の流水の正常な機能を維持するため必要な流量
- 主要な地点の計画高水位、計画横断形に係る川幅

*基本高水:洪水防御計画の基本となる洪水で、ダム等の人工的な貯留施設による調整を受けず、流域に降った雨がそのまま河川に流れ出る洪水

*計画高水:基本高水が各種の貯留施設により洪水調節された後に、河川に流れ出る洪水

*計画高水位:河川改修後において計画高水流量を安全に流下させうる水位

河川整備計画(20～30年の具体的・段階的な計画)

河川法第16条の2「河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画を定めておかなければならない。」

- 河川整備の目標
 - 河川整備計画の対象区間、対象期間
 - 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標
 - 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標
 - 河川環境の整備と保全に関する目標
- 河川整備の実施に関する事項
 - 河川工事の目的、種類及び施行の場所
 - 当該工事による主要な河川管理施設の機能
 - 河川の維持の目的、種類、施行の場所